

# 一般質問にかかる留意事項

## ○発言自由の原則

- ・議会における議員の発言は、法令違反の場合を除き、原則自由であり、議会以外から制約を受けることなく、発言権が平等に与えられていると考えられています。『地方議会運営辞典』

## ○一般質問の範囲

- ・一般質問とは、議員がその属する地方公共団体の行政全般にわたり、執行機関に対し、事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め又は疑問を質すことです。『地方議会運営辞典』

## ○発言にかかる規定

- ・地方自治法第132条  
「議会の会議及び委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。」
- ・岐阜県議会会議規則第102条  
「議員は、議会の秩序及び品位を重んじなければならない。」

## ○発言において、留意していただきたい事項

- ・議会における発言については、議会外において、例えば名誉毀損、公然侮辱の罪に該当することもありますし、また、不法行為として損害賠償の責任を追及されることもあります。『地方議会 大出峻郎』
- ・本県では、本会議場における発言について、名誉毀損による慰謝料などの支払いと謝罪広告の新聞掲載を求める訴訟が提起された事例があります。